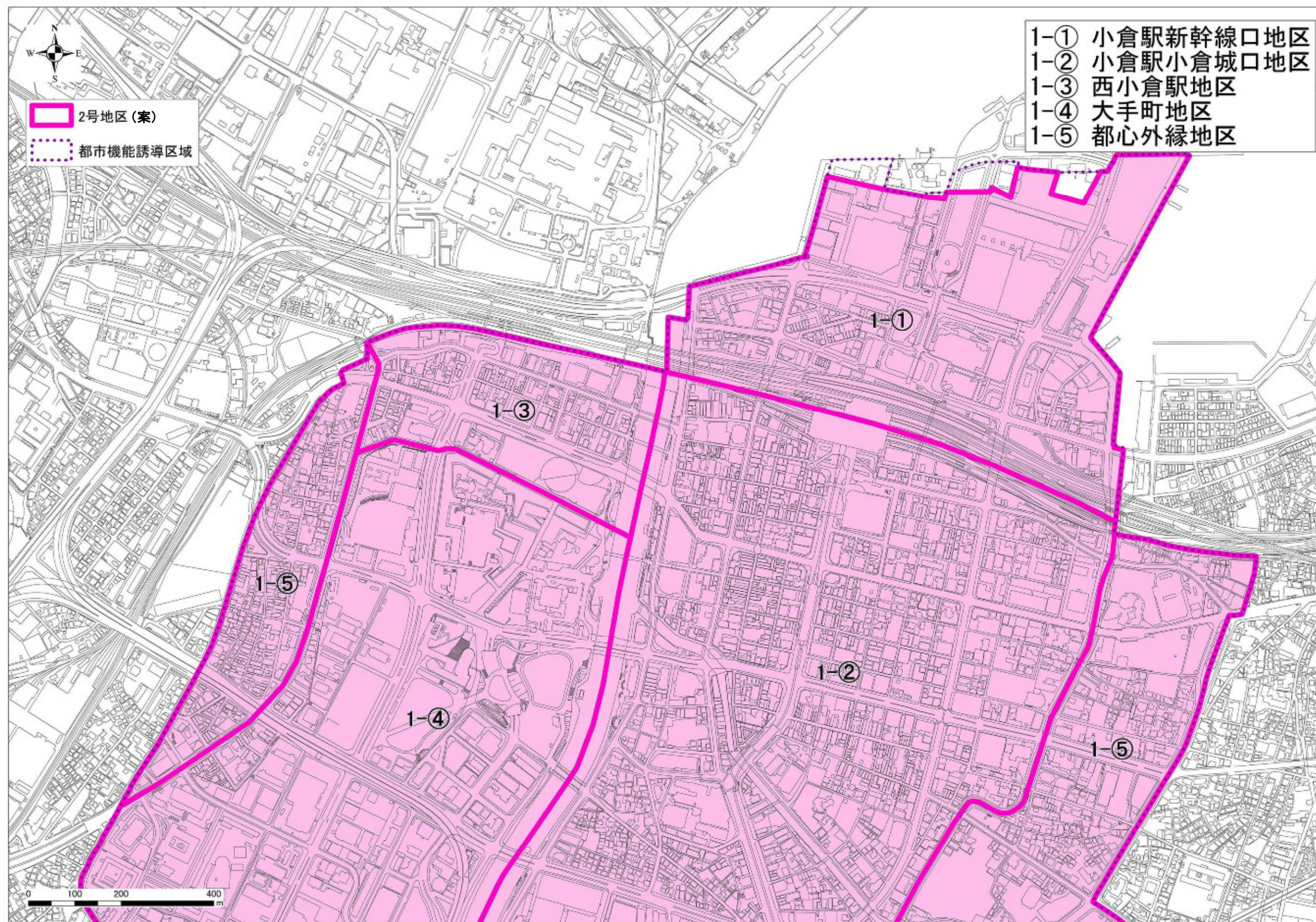
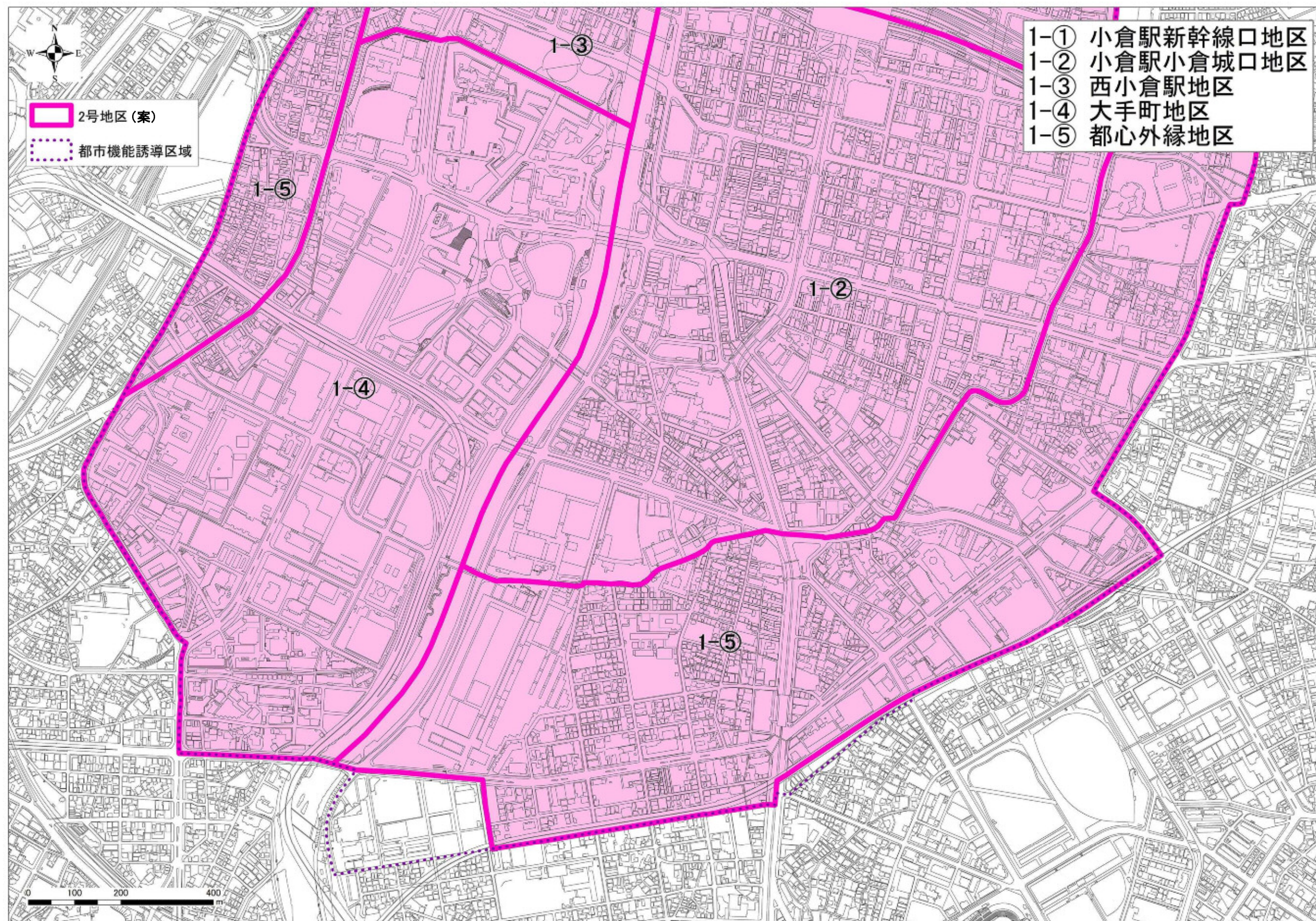


【再開発促進地区（2号地区）の整備又は開発計画の概要】

■ 1. 小倉都心地区（1-1. 都心ブロック・1-2. 都心外縁ブロック）_1-①小倉駅新幹線口地区、1-②小倉駅小倉城口地区、1-③西小倉駅地区、1-④大手町地区、1-⑤都心外縁地区【その1】



■ 1. 小倉都心地区（1-1. 都心ブロック・1-2. 都心外縁ブロック）_1-①小倉駅新幹線口地区、1-②小倉駅小倉城口地区、1-③西小倉駅地区、1-④大手町地区、1-⑤都心外縁地区【その2】



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	1-① 小倉駅新幹線口地区 (約47.7ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・ウォーターフロントの魅力を生かし、MICE（コンベンション）、アメニティ、スポーツ・イベント機能を中心とする、若者をはじめ幅広い世代が訪れる国際的な交流拠点の形成に向け、基盤整備と合わせて、大規模建築物による市街地の整備を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・MICE（コンベンション）機能を中核に、商業、業務、アメニティ、スポーツ・イベント、アミューズメント、都心居住機能を持つ大規模施設が複合する多様な交流機能の立地を誘導し、土地の高度利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・アメニティ、スポーツ・イベント、商業、業務、都心居住等の多様な機能を導入し、基盤整備と一体的な建築物を誘導する。 ・北九州市景観計画や地区計画等を活用し、交流を育む都心の魅力形成にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・新幹線口地区の歩行者回遊性を強化する基盤づくりを促進する。 ・都市計画道路の整備を推進する。 ・親水空間等の整備を推進する。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	・都市計画道路1号線（国道199号砂津バイパス）の整備
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	1-② 小倉駅小倉城口地区 (約113.1ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・200万人規模の北九州都市圏の中核として、広域的な商業・業務機能をはじめ多様な都心機能の集積や多彩な顔をもつ小倉都心の魅力・集客力を高めるとともに、商業と住宅が共存して安全・安心に暮らせる環境の形成に向けて、商店街、低未利用地等における良好な民間事業の促進、木造家屋密集地の安全性の向上等を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・商業・業務機能と都心居住機能が共存する、土地の高度利用を促進する。 ・小倉駅周辺の商業・業務地区において、商業、業務、アミューズメント等の都心にふさわしい多様な機能の集積を図る。 ・低層住宅が大部分を占める市街地では、環境の保全に配慮しながら、住宅中心の土地利用を図る。
ハ. 建築物の更新の方針	・再開発等による敷地の共同化を促進し、商業・業務等の様々な機能を複合した施設の建設による、地区の活性化及び建物の不燃化を促進する。 ・小倉駅周辺や旦過地区等、都心の魅力向上に重要な地区において、商業、業務、アミューズメント、都心居住等の多様な機能を導入し、基盤整備と一体的な市街地整備を促進する。 ・北九州市景観計画や地区計画等を活用し、都心の魅力形成にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・小倉駅周辺において、公共交通も含めた交通需要に対応する都市計画道路整備を図る。 ・小倉駅、商店街、公共施設等を結ぶ、歩いて楽しい魅力ある回遊空間の形成を図る。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	・民間主導型の第一種市街地再開発事業（小倉駅南口東地区市街地再開発事業）の施行（H28～） ・都市計画道路博労町線の整備
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

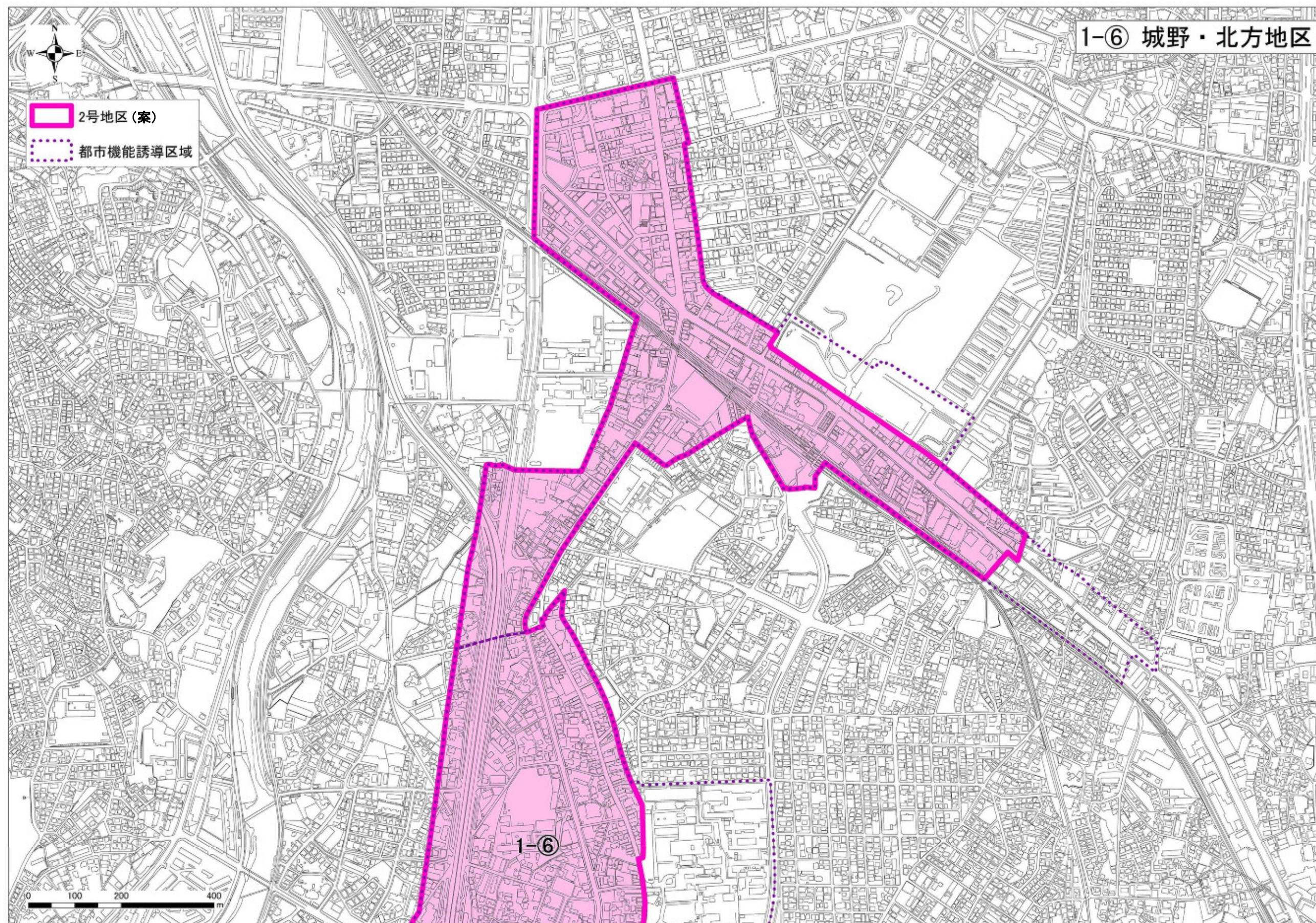
整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	1-③ 西小倉駅地区 (約18.2ha)	1-④ 大手町地区 (約103.4ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・紫川の魅力と地域の歴史を生かしながら、小倉駅小倉城口地区と連携し、文化、交流、情報発信の拠点の形成を図るとともに、都心居住機能の強化を図る。	・歴史環境と調和する文化都心の形成に向けて、小倉駅小倉城口地区等と連携した文化、行政、産業機能と都市居住機能が複合・調和するアメニティ豊かな市街地の形成を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・文化、交流、情報発信拠点機能と中高層住宅、商業・業務機能が共存・調和する土地の高度利用を促進する。 ・西小倉駅周辺において、計画的、一体的な高度利用を促進する。	・文化拠点機能と中高層住宅、商業・業務機能が共存・調和する土地利用を促進する。 ・低未利用地を活用し、計画的、一体的な高度利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・敷地の共同化、建物の不燃化等による更新を誘導する。 ・公共交通軸や幹線道路の沿道等では、基盤整備と一体的な再開発を促進する。 ・旧長崎街道の沿道では、歴史的な資源や街並みを生かした建築物を誘導する。 ・北九州市景観計画や地区計画等を活用し、文化、交流、情報発信拠点の魅力形成にふさわしい建築物を誘導する。 ・中高層住宅の建設を促進する。	・都市計画道路等の基盤整備と併せ低未利用地の活用と建物更新を図る。 ・北九州市景観計画や地区計画等を活用し、魅力形成にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・西小倉駅、リバーウォーク等を結ぶ、歩いて楽しい魅力ある回遊空間の形成を図る。 ・再開発等に合わせて、オープンスペースを確保し、ゆとりある街づくりを推進する。 ・都市計画道路の整備を推進する。	・北九州市のシンボル公園である勝山公園の更なる魅力の向上を図るため、再整備を図る。 ・都市計画道路の整備を推進する。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要		・都市計画道路大門木町線の整備 ・勝山公園の再整備
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項		
チ. その他特記すべき事項		

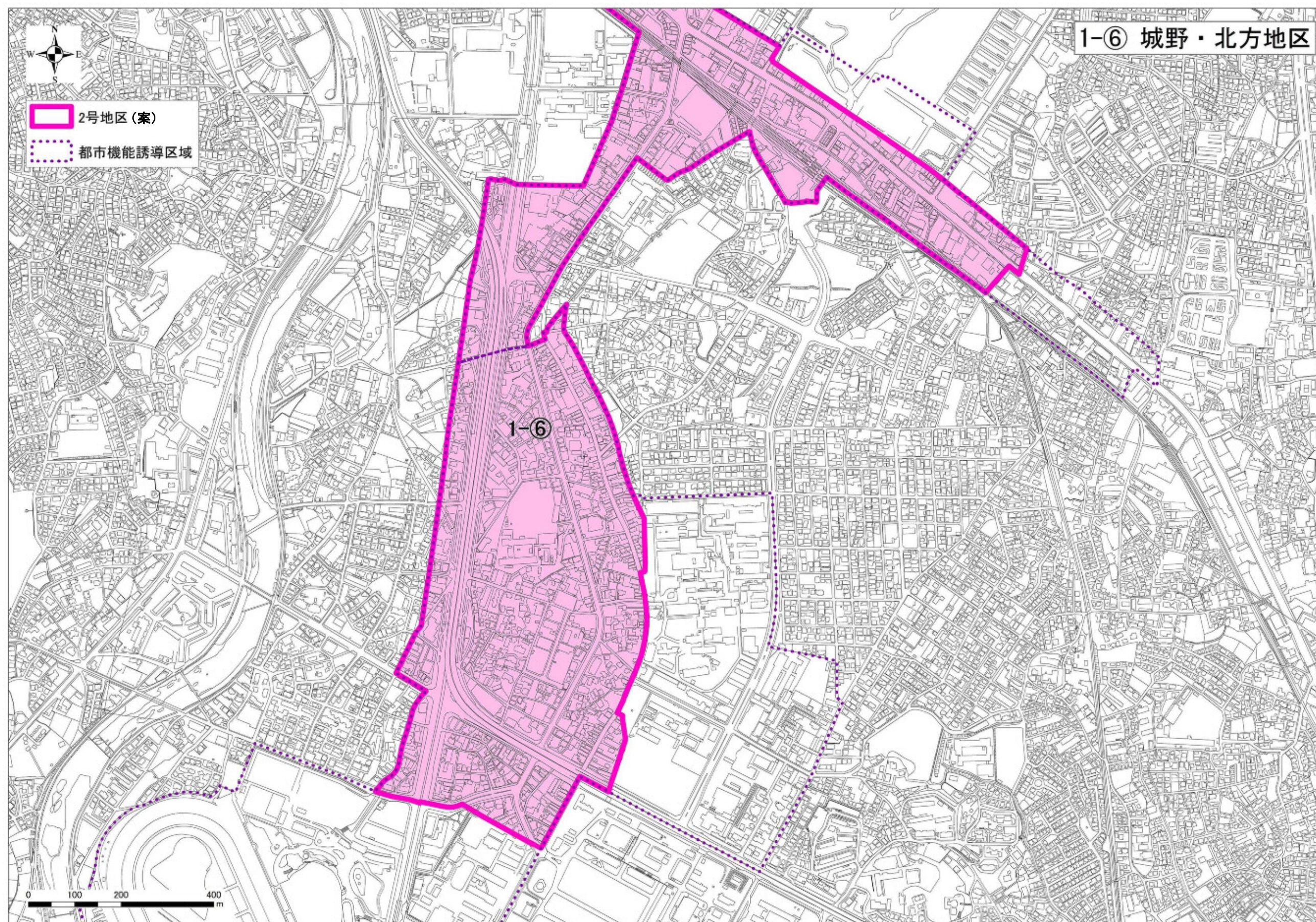
整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	1-⑤ 都心外縁地区 (約110.5ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・都心居住機能の再生等を図るとともに、都心居住と商業、業務等の各機能が共存する市街地の形成を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・中高層住宅、商業、業務等が調和する土地の有効利用を誘導する。 ・幹線沿道の商業・業務・居住機能の複合化を図る。 ・立地適正化計画に定める誘導施設の立地を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・北九州市景観計画や地区計画等を活用し、建築物を誘導する。 ・既存の低層住宅地の環境悪化防止に配慮した高度利用を図る。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・地区内道路の整備を推進する。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

■ 1. 小倉都心地区（1-4. 城野・徳力ブロック）_1-⑥城野・北方地区【その1】



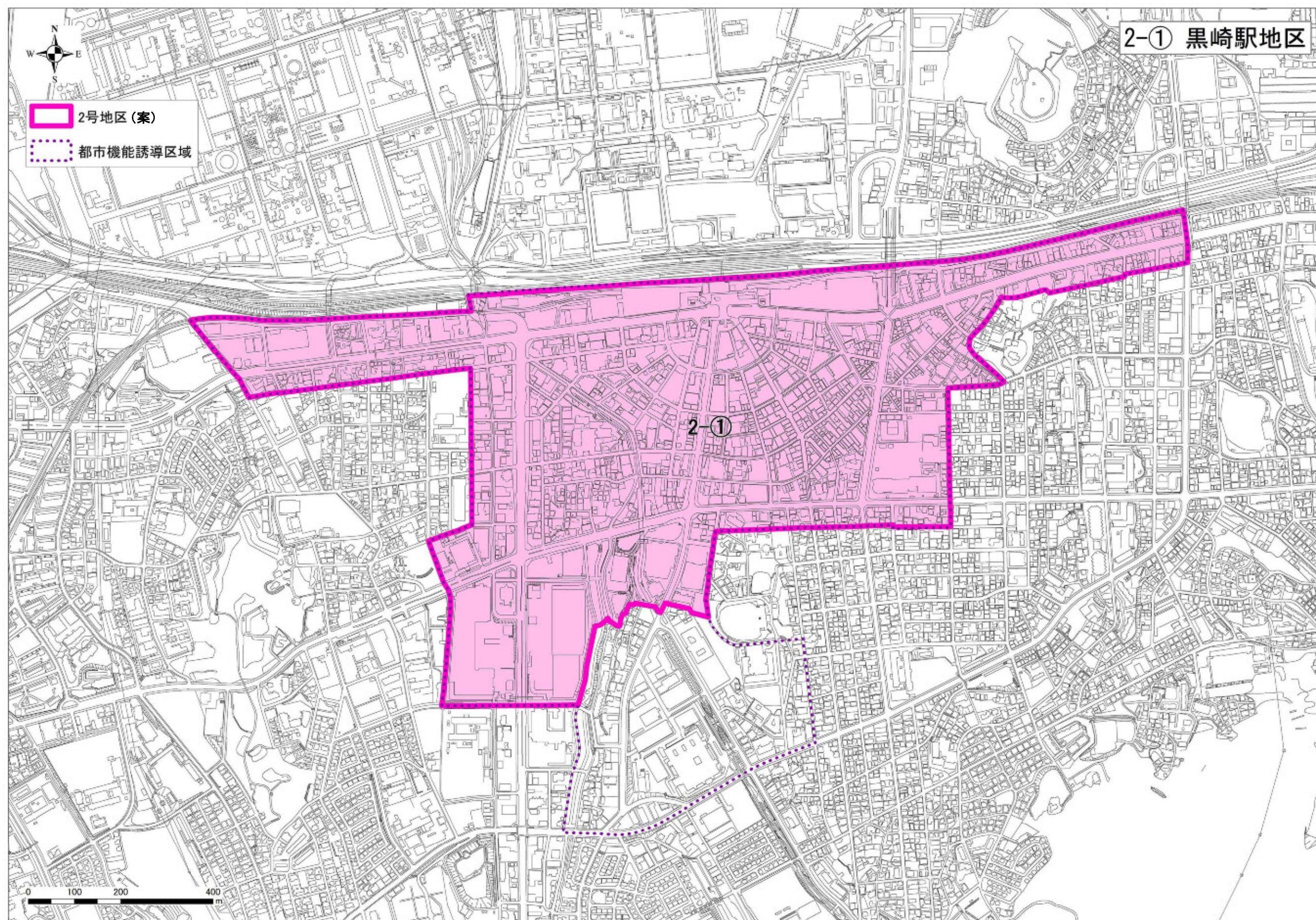
■ 1. 小倉都心地区（1-4. 城野・徳力ブロック）_1-⑥城野・北方地区【その2】



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	1-⑥ 城野・北方地区 (約84.2ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・城野ゼロ・カーボン先進街区と一体となり、交通の拠点性も生かした、環境未来都市にふさわしい市街地の形成を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・子育て支援・高齢者対応のまちとして、公共交通軸沿線では、医療、商業、中高層住宅による複合・高度利用を図る。
ハ. 建築物の更新の方針	・エコ住宅、地域エネルギーマネジメント、タウンマネジメント（まちなみ・タウンセキュリティ・高齢者・子育て支援）を有する街区形成を図る。 ・地区計画等を活用し、建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・交通結節機能の強化を図る。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

■ 2. 黒崎副都心地区_2-①黒崎駅地区



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	2-① 黒崎駅地区 (約87.2ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・200万人規模の北九州都市圏西部の中核を担う広域集客拠点として、広域的な商業・業務機能をはじめ多様な機能の集積やアメニティ豊かで活気ある街の形成、さらに商業と住宅が共存して安全・安心に暮らせる環境の形成に向けて、黒崎駅周辺の再開発、企業の低未利用地の活用等を促進する。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・黒崎駅前商店街とその周辺において、商業・業務機能と都心居住機能が共存する土地の高度利用を促進する。 ・住宅が大部分を占める市街地では、周辺の住環境と調和した中高層住宅の立地を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・副都心にふさわしい商業・業務機能をもつ施設や、中高層住宅等の建築を促進する。 ・木造家屋密集地では、防災性、安全性の確保に向けて、敷地の共同化、建物の不燃化等による建て替えを促進する。 ・北九州市景観計画や地区計画等を活用し、広域拠点の魅力形成にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・黒崎駅における交通結節機能の強化を図る。 ・都市計画道路の整備、駐車場の整備、緑地等のオープンスペースの確保を図る。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	・国道3号黒崎バイパスの整備（国土交通省） ・都市計画道路中央町穴生線の整備 ・都市計画道路城山西線の整備 ・J R 黒崎駅周辺再整備（駅舎、南北自由通路、北口駅前広場）
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	